

令和3年度 予算編成方針

I 国の動向

世界経済は新型コロナウイルス感染症の影響により、平成20年のリーマンショックに端を発した金融危機による景気後退を上回る落ち込みが予想されている。日本経済の先行きは、8月の月例経済報告によると「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる」とあるものの、今後の感染の動向次第では、日本経済のみならず世界も大きく変動することから先行きが見通せない状況にある。

政府は9月30日、令和3年度予算編成の概要要求を締め切った。新型コロナウイルス対策費を中心に現時点では金額を示さない「事項要求」が相次ぎ、歳出総額は2年度当初予算102.7兆円を大きく上回る105兆円規模と過去最大となる可能性が高い。

一方、総務省の要求概要では、令和2年度地方財政計画の水準を下回らないよう同水準を確保するとしたが、地方交付税については、本来の役割が適切に発揮できる総額を16.2兆円とし、令和2年度当初予算16.6兆円に対し0.4兆円の減額となっている。

経済財政運営と改革の基本方針2020によると、政府は決してデフレに戻さない決意のもと、新型コロナウイルス感染症拡大防止と経済活動引上げの両立に向けて「新たな日常」を通じ、誰もが成長を実感できる“質”の高い経済社会を早期に実現することを目指し、10年掛る改革を一気に進めるとしている。

II 本市の財政見通し

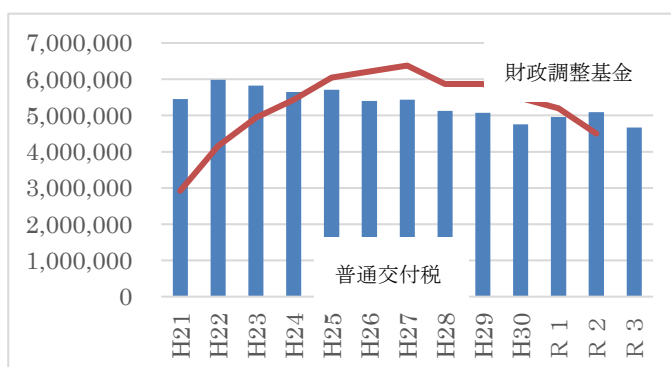
◆◆ 約9.2億円の収支不足（令和3年度） ◆◆

伊佐市になってからの普通交付税は、平成22年度の約59.8億円をピークに、国勢調査人口減や平成27年度からの合併算定替による段階的縮減の開始等の影響により徐々に減少し、平成30年度には約47.5億円まで落ち込んだ。直近の令和元年及び令和2年度は、法人税の落ち込みや基準財政需要額の新たな算定項目等により増加となったが、令和3年度は、一本算定の開始や今年度行われる国勢調査による人口約2,400名の減少（伊佐市人口ビジョンより）が予想されており、大幅な減額が予想される。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、国税、市税等はリーマンショック級以上の落ち込みが懸念される。

一方、平成20年11月の合併当初、約17億円だった財政調整基金は、国の景気対策等が好影響し、平成27年度末のピーク時には約63.7億円まで積み立てることが出来た。しかし、普通交付税の減少や行政コストの増加に伴い、近年においては基金を取り崩さなくては財政運営が維持出来ない状況となっている。さらに、今年度はコロナウイルス感染症対策経費や災害対応関連経費で予定外の繰入を行う必要があり、財政調整基金は令和2年度末で45億円を想定している。

令和3年度は、近年の大型事業で借入が増加したことに伴い公債費比率の上昇がみられることから、平準化するため減債基金を約1.5億円繰り入れる予定としているが、それでもなお約9.2億円の財源不足が見込まれる。



1 編成方針

令和３年度は、「第１次総合振興計画」の終期であり、第２次総合振興計画の基本構想及び基本計画の策定年となる。また、令和２年度は、コロナ禍にあって「東京 2020 オリンピック」や「かごしま国体」などの国を挙げてのイベントが軒並み延期となり、さらには国政、県政、市政とも全てのトップが変わるという大きな転機を迎えた。

一方、全国各地で大規模災害の発生が常態化しつつあり、豪雨災害をはじめ、未だ先の見えない感染症被害など自治体としての危機管理や災害対応のウエイトはさらに増している。

このようなことから、人口減少下での地域づくりとしては、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」や各分野の計画を基本に進めながら、迅速な災害復旧や着実な危機管理、地域経済回復や必要なケアに取り組み、混乱を最小限に抑えることを第一義とした予算編成とする。

財政面では、コロナ禍にあって特殊事情による歳出増も見込まれる一方、市税をはじめとする歳入確保は厳しい状況にあり、加えて新体制による国県の政策動向も不透明な部分が多いため、綿密な情報収集に努めながら、冷静かつ堅実な財政運営を保持する。

そこで令和３年度は、『未来へのスムーズなシフト』を念頭に置き、次の「**5つの基本原則**」を設定し、「**6つの重点施策**」を実現すべく予算編成を進めることとする。

2 基本原則

① 「事業継続性」

継続的に積み上げで実施してきており、中止することで混乱を招くものや成果が著しく減少してしまうものなど、事業継続性について判断すること

② 「計画妥当性」

市が進める各種計画に従い予定している事業であって、政策実現のために実施時期とその成果について妥当であるかを判断すること

③ 「実現可能性」

対象となる施策が、期間的に、財源的に、技術的に実施可能なものであるかどうかを冷静に判断すること

④ 「持続可能性」

対象となる施策が、中長期的に持続可能なものであるか、政策的に整合がとれるものであるか、財源的に大きな負荷がかかる可能性がないかなどを客観的に判断すること

⑤ 「世代間公平性」

対象となる施策が、一過性となり世代間で不公平が生じる可能性はないか、実施することによる後のリスクを想定したうえで、施策の有用性を判断すること

3 重点施策

(1) 持続性のある安全・安心なまちづくり

総合振興計画の全庁横断課題である「安全・安心」については、対象ニーズを正確に分析し、必要な支援の範囲を見定め、より実効性の高い事業を計画・実施することとし、かつ長期的に持続可能なシステムとなるよう見直し・改善を図るものとする。

- ・ 住民が活躍する地域づくり（交流・協働の促進、コミュニティの活性化、高校・大学等との連携）
- ・ 地域で元気に暮らす高齢者（認知症対策、医療・介護の人材確保対策、温泉施設の有効活用）
- ・ 個々に応じた市民健康づくり（セルフケアの習慣化、医療費分析と予防対策）
- ・ 実効性のある災害対応（感染症対策、災害復旧・国土強靱化、危機管理・避難所機能の強化）
- ・ 安心な子育て支援環境（各機関や地域・学校との連携、産科・小児科の維持・確保、虐待への対応）
- ・ 公共施設の再編と安全対策（施設再編とまちづくり、応急対策と予防保全、新庁舎の具体化）

(2) やる気と成長性を支援する産業政策

時代の大きな変化に対応すべく、既存の施策の見直し・再評価のもと、成長性を重視した産業政策への転換を図り、若手経営者の育成による事業拡大や業種転換、スモールビジネスの起業や多業化を支援し、中長期的な地域産業づくりに取り組む。

- ・ With コロナでの地域経済回復（地元企業の積極的活用、地元消費促進、コラボ事業の創出）
- ・ 経営力強化とニュービジネス創出（起業・創業支援、多業化、地域6次産業化、大学との連携）
- ・ 交流人口増加のための取組み（多様なツーリズム・アウトドア体験の開発・充実、DMOとの連携）
- ・ 担い手育成と人材誘致（地域人材育成、移住による担い手人材誘致、資産や技術の承継）
- ・ 働く場・学ぶ場の確保（立地企業の側面的支援、特別支援学校の誘致、遊休資産活用による誘致）

(3) 地域に融合した移住・定住の推進

総合振興計画の全庁横断課題であり、まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標に掲げる「移住・定住」について、関係人口の増加や伊佐の魅力発信を図りながら、地域に必要な人材の誘致として、「地域」と「移住者」の双方が望む移住・定住のあり方を地域と一体となって構築していく。

- ・ ターゲットを絞った移住促進（チャレンジする若者・アクティブシニアの誘致）
- ・ 住宅流動化と住まいのマッチング提供（空き家バンクの充実、空き家活用による集落活性化）
- ・ 移住お試し体験の充実（地域おこし協力隊の登用、移住体験住宅の利活用、伊佐の魅力体験）
- ・ 関係人口増加のための取組み（ツーリズム等による地域交流、ふるさと納税の活用、大学との連携）

※ 関係人口 … 移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域と多様に関わる人々を指す言葉

(4) 地元を知り興味を伸ばす地域教育

学校教育では、地域と協力のもと伊佐のふるさと教育を推進し、GIGAスクール等の国策にも計画的に対応しながら学力と体力の向上に努める。また、地元高校の生徒確保と地域人材育成を図るために、多方面で地域との関わりを深めながら、学校と一体となって魅力化に取り組む。

- ・ 小中高連携と高校魅力化（文化・スポーツ・イベント等を通じた小中高連携、高校生の地域参画）
- ・ 小中学校の学力・体力向上と地域教育の充実（ふるさと教育、コミュニティスクールの充実）
- ・ 計画的な学校環境の整備（学校ICT、感染症対策、個別施設計画）

(5) 文化・スポーツによる地域活性化

市民が主体的に文化やスポーツに親しむことによる“心と体の健康づくり”を促進し、テーマコミュニティを通じた交流の場づくりと新しい活力の創出を図る。

国体の延期を逆手に、リバースポーツの振興やカヌー等の合宿誘致について、再度、関係者が一丸となって取り組む。

競技スポーツや文化イベント等も適切な感染症対策を講じながら、関係団体と連携して可能な限り復活できるよう努める。

- ・ スポーツによる地域活性化（東京 2020 聖火リレー実施、合宿の誘致、体験メニュー・食事の魅力化）
- ・ リバースポーツの振興（体験活動の充実、効果的なカヌー場の運営）
- ・ 健幸づくりスポーツの促進（老若男女がスポーツに親しむ機会づくり、指導者の確保・養成）
- ・ 自主的な文化活動の促進（鑑賞から体験へ魅力ある機会の提供、文化を通じた地域活性化）

(6) 行政事務の効率化と計画的な財産管理

時流に合わない事務手続きの改善や、負担の公平・適正化、財産の適切な管理運用などの見直しを行い、新庁舎建設とも関連しながら行政業務の改革を進める。

特に公共施設マネジメントの構築については、各課横断的な取組みとして具現化を図りながら、長期的なまちづくりの視点で公共施設の再編に着手していく。

- ・ 業務効率化のための事務見直し（行政 ICT 化の検討、手続きの簡素化、きめ細かな情報伝達）
- ・ 公共施設マネジメントの構築（現況調査・個別施設計画策定、公共施設マネジメントの実施）
- ・ 公共施設の再編と適切な財産管理（公共施設再編計画、遊休資産の処分、低利用施設の見直し）